

翌月以降に

県外等で医療費がかかった場合は、申請書をご提出ください  
こども医療費受給資格証が届くまでの間や、県外医療機関（※）で受診した場合は、申請により、  
こども医療費の支給を受けることができます。

## 1. 申請に必要なもの

こども医療費受給資格証、健康保険証、印鑑、領収書（原本）



## 2. 申請方法

- ① 医療機関等窓口で自己負担分を支払い、領収書をお受け取りください。

（※）オンライン診療など、医療機関の窓口でお支払いができない場合は、納付書による振込などによるお支払いが完了した後に、医療機関から領収書（受診者名、医療機関名、受診年月日、保険点数、領収金額が記載されたもの）を取得して申請書をご提出ください。

領収書の取得方法については受診した医療機関にご確認ください。

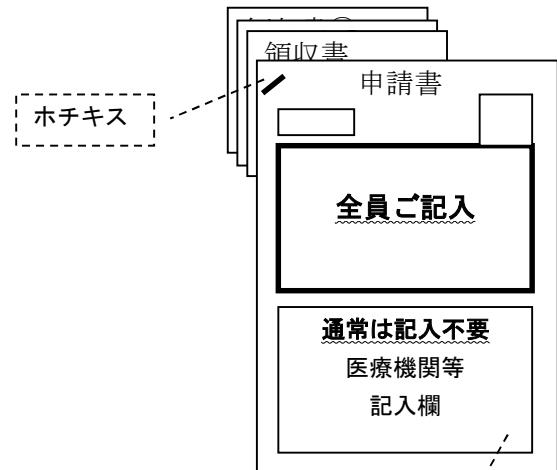
- ② 領収書を医療機関（医科・歯科別）・薬局別、入院・通院別、受診月別に分けます。

分けた領収書ごとに申請書1枚が必要になります。

- ③ 申請書の上段「申請者記入欄」を記入します。

受給資格証と保険証を見ながら受給者番号、受給者氏名（来庁者ではありません）、生年月日、加入医療保険をご記入ください。質問事項にも必ずお答えください。

- ④ 領収書（原本）は、申請書の左上にそろえて、右図のように前面に向けてホチキス止めします。



- ⑤ 受診の翌月以降に申請書を提出してください。

請求は支払の翌月から可能となります。

（例）1月にかかった分は、2月1日以降に提出してください。

申請書受理後に審査をします。

受理後の審査を経て、振込み金額等が決定されます。

## 3. 医療費の支払い

毎月10日に締切り、翌月末に指定口座に振込みます。

10日が閉庁日の場合、直前の開庁日が提出期日となります。



続きます

裏面もご覧ください ⇒

### (1) 入院等で、医療費が高額の場合

ご加入の健康保険組合から、家族療養費（附加給付）・高額療養費が支給される場合があります。健康保険組合に支給額を照会してからこども医療費の額を決定しますので、振込みまで通常より時間がかかります。受診から4か月後～それ以上かかる場合もあります。

★ ただし、受診時加入の健康保険組合によっては、後日、あらためて下記のような書類のご提出をお願いする場合があります。

◎健康保険組合が発行する高額療養費等の支給決定通知（原本）

※支給決定通知は、受診の3、4か月後に健康保険組合から被保険者宛に送付されます。

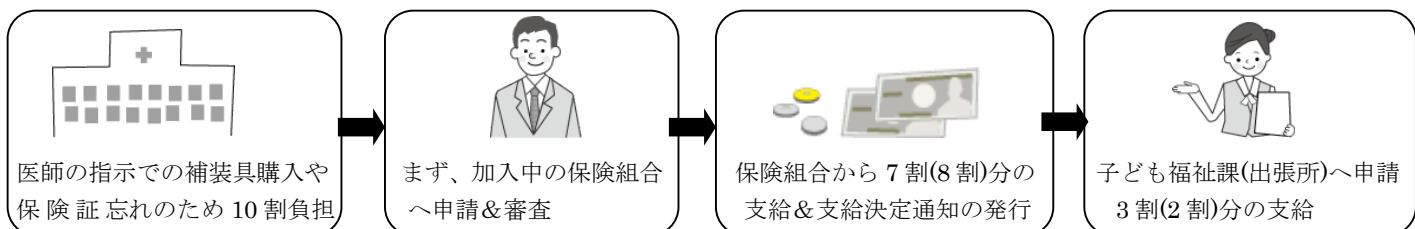
◎同意書



### (2) 10割負担・補装具・9歳未満の弱視用メガネ

こども医療費を申請する前に、受診時に加入していた健康保険組合へ申請をしてください。

健康保険組合の審査で保険診療と認められた場合には、こども医療費も対象となります。



#### こども医療費の申請に必要な書類

##### ★10割を負担したとき

(保険証忘れや、保険証が手元に届く前の受診等)

- ① 領収書の写し
- ② 組合からの支給決定通知（原本）

##### ★治療用装具

##### ★9歳未満の弱視用メガネ

- ① 領収書の写し
- ② 診断書の写し
- ③ 組合からの支給決定通知（原本）

☆注意点 保険組合への申請に必要な書類は、ご加入中の保険組合へお問い合わせください。

保険組合への申請の時効は2年です。ご加入中の保険組合へご確認ください。

## 4. 支給対象外となるもの

- ① 保険のきかないもの（〇か月健診、予防接種、健康診断、容器などの物品購入、入院時の室料、診断書料など）
- ② 家族療養費（附加給付）や高額療養費が適用される場合は、その額を控除した額を支給します。
- ③ 入院時の食事療養費
- ④ 交通事故などの第三者行為による医療費
- ⑤ 学校行事や部活動での怪我等による医療費（日本スポーツ振興センターによる災害共済給付対象になる場合）
- ⑥ 選定療養費
- ⑦ 保険証忘れ等で10割負担し、健康保険組合に未請求のもの（※上記3（2）の流れで請求が必要です）
- ⑧ 時効（支払の翌日から5年を経過したもの）

問合せ先 越谷市役所 子ども福祉課 TEL(直通)048—963—9166